資料４

県立学校におけるいじめが起きた場合の学校・教育委員会・いじめ防止等対策委員会の対応

児童等からのいじめに係る相談

教 職 員 ／ 関係機関 ／ 地　域 ／ 保 護 者

【いじめに対する措置】
いじめ防止対策推進法第23条

在籍する学校への通報
その他の適切な措置

当該児童生徒が在籍する学校

いじめの事実の有無の確認

いじめを受けていると判断

学校は設置者に報告

① 指導・支援体制の構築
- 校内の「いじめ対策組織」が心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得て指導・支援体制を組む。

② 情報の集約と共有
- 「いじめ対策組織」は教職員，児童生徒，保護者，地域，その他から情報を集約し，共有する。

③ 児童生徒への指導・支援
- いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員，家族，地域の方々等）と一緒に寄り添い支える体制を作り，徹底的に守り通す。
- いじめた児童生徒には，いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ，自らの行為の責任を自覚させるとともに，不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む（いじめを受けた児童生徒等が使用する教室以外の場所で対応する）。
- いじめを見ていた児童生徒に対しても，自分の問題として捉えさせるとともに，いじめを止めることはできなくても，誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ひどいいじめをした場合は警察に通報し，補導・逮捕・保護処分により更生させる。

④ 保護者への支援・助言
- 家庭訪問等を行い，事実関係を伝えるとともに，いじめを受けた児童生徒の保護者に対しては支援及びいじめた児童生徒の保護者に対しては助言を継続的に行う。

学校へ支援・指示

学校の設置者（ 県教育委員会 ）

【学校の設置者による措置】
いじめ防止対策推進法第24条

- 必要に応じ，学校に対し必要な支援を行い，また必要な措置を講ずることを指示する。
- 必要に応じ，学校から報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

※ 例えば，児童生徒や保護者と学校の見解とが異なる場合など。

【学校の設置者又はその設置する学校による対処】
いじめ防止対策推進法第28条

重大事態
- いじめにより児童生徒の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合。
- いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合。

報 告

知　事

【公立の学校に係る対処】
いじめ防止対策推進法第30条

重大事態が発生した旨を報告

必要に応じて事案の調査を依頼

事案の調査を依頼

いじめ防止等対策委員会

〈 調査 〉① 学校からの聴き取り
- 初動対応，アンケート調査，面談記録の確認
- これまでの対応と今後の指導方針

② 生徒・保護者等からの聴き取り
- いじめ加害・被害の生徒・保護者
- クラス・部活動等関係する生徒・保護者
- 関係する教職員等　※必要に応じて追加

③ 事実関係の整理，支援・指導方針等

報告書の提出

学校の設置者（ 県教育委員会 ）

再発防止策等の実施

当該学校に指導助言

全ての県立学校